資料１

地域コミュニティバス運行支援事業の取組経過

■事業の周知・広報

○３月 26・29 日　誇りと夢・わがまち創造事業・事業説明会において当該事業の概要を説明

○４月 13 日
～５月 19 日　都市計画課と合同で、市内１３地域において説明会を開催（詳細は下記のとおり）

○５月７日　福井まちかど放送・生出演

○７月１０日　ＦＢＣ市役所百貨店で地域コミュニティバス運行支援事業のＰＲ

○９月１日～　ケーブルＴＶいきいき情報福井で、地域コミュニティバス運行支援事業のＰＲ

≪地域別説明会≫

開催日	地域名称	会場	対象地区（公民館区）	参加者数
４月１３日	市街地北西部	日新公民館	日新、西藤島、湊、東安居	３０名
４月１６日	市街地南西部	社西公民館	社北、社西、社南、足羽、東安居	３７名
４月２０日	市街地北東部	啓蒙公民館	中藤島、東藤島、啓蒙	２１名
４月２１日	南東部	東郷公民館	東郷、上文殊、一乗、六条、文殊、酒生	３０名
４月２３日	北部	森田公民館	森田、河合	２２名
４月２７日	東部地域	美山公民館	美山	９名
４月２８日	市街地東部	和田公民館	円山、岡保、酒生、旭、日之出、和田	２４名
５月　７日	北西部	鶉公民館	大安寺、本郷、宮ノ下、鶉、棗、鷹巣、国見、西藤島	３２名
５月１１日	市街地北部	明新公民館	明新、松本、春山、宝永	２０名
５月１２日	市街地南部	清明公民館	清明、麻生津、豊、木田	３１名
５月１４日	南西部	きらら館	安居、一光、清水東、清水北、清水南、清水西	１３名
５月１８日	西部	越廼公民館	国見、殿下、越廼	８名
５月１９日	市街地中心部	順化公民館	順化、宝永、旭、日之出、松本、春山、日新、湊、足羽、豊、木田、和田	２７名
合　計				３０４名

※アンダーラインの地区は、２地域に跨っている地区

■各地域の取組状況

○運行協議会設置地域

名　称	設置日	現状及び今後の予定
鷹巣・棗地域	６月 24 日	・ 平成２２年１１月～１２月にかけて運行事業者を公募により選定 ・ 当会議での合意を得て、１月中に道路運送法の申請を予定 ※各地域における検討の経過は、各議案書添付資料のとおり
酒生地域	６月 27 日	
殿下地域	７月５日	
鶉・宮ノ下・大安寺地域	10 月 27 日	１月中下旬から運行事業者の公募手続を予定

○説明会・勉強会開催地域

地域名	説明会・勉強会の開催状況
森田地区	６月２日に地区文化委員会主催の勉強会に出席
本郷地区	６月１８日に地区の自治会長会議において事業の概要を説明
上文殊地区	６月３０日に第１回の勉強会を開催。９月に第２回勉強会及び協議会設立準備会を開催。１１月に住民アンケートを実施。
岡保地区	７月２日、８月９日に勉強会を開催。
日新地区	７月２２日に福井市都市交通戦略及び地域コミュニティバス運行支援事業をテーマに「まちづくり講座」を開催
東郷地区	１０月２０日に自治会役員等を対象とした勉強会を開催
清明地区	１１月１３日に地区住民を対象とした勉強会を開催

◎今後も、地区からの要望等に応じる形で随時、説明会を開催・地区主催の勉強会等に出席。

◎事業の詳細説明、他地域の取組事例の紹介、地域の交通問題に関する意見交換等を行い、当該事業の活用や既存路線の再編等による「地域特性にふさわしい交通サービスの確保」について、地域の方々と一緒になって検討していく。

福井市地域コミュニティバス運行支援事業の目的と概要

参考資料１

福井市都市交通戦略に定める公共交通の目標像

既存ストックを活用した福井型公共交通ネットワーク

①６方向の公共交通幹線軸の強化

- コンパクトな市街地形成を誘導する公共交通幹線軸の強化（サービス向上）
- ６方向の公共交通幹線軸の先導的な構築
- 核となる中心市街地での都市機能の集積

②軸と地域を結ぶ拠点の形成

- 生活サービスと公共交通の需要創出を図る地域拠点の形成
- 移動のシームレス化を図る乗継拠点の形成

③地域特性にふさわしい特性サービスの確保

・地域特性に応じた公共交通のサービス確保とクルマとの適切な分担

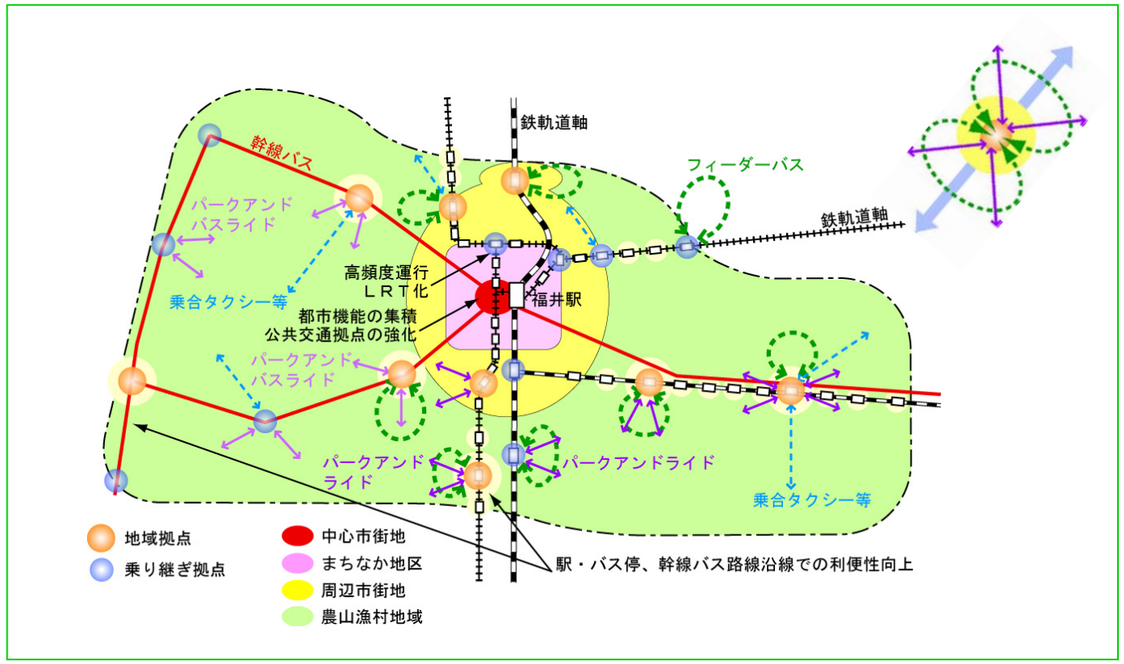

◎地域特性にふさわしい交通サービスを確保する手段の一つとして、
今年度、福井市地域コミュニティバス運行支援事業を創設

福井市地域コミュニティバス運行支援事業（概要）

１）基本的な仕組み

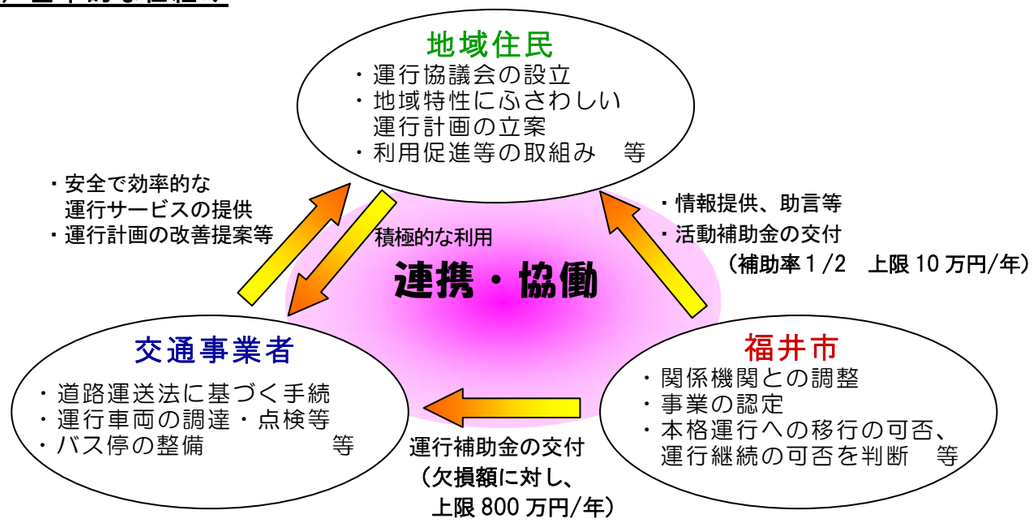

- 地域住民、交通事業者、福井市が一緒になって知恵を出し合い、地域の移動ニーズに合わせてコミュニティバスの運行計画を立案
- 公募で選定された交通事業者は、運行計画に基づき安全で効率的な運行サービスを提供
- 地域住民は、積極的に利用することで地域コミュニティバスの運行を継続的に支える

◎福井市は、地域の取組みに深く関与し、財政面も含めて強力に支援

２）運行の基本的な考え方

地域コミュニティバスの運行計画策定にあたっての基本的な考え方は以下のとおり

ルート 停留所	・日常サービス施設を経由し、地域拠点や乗継拠点等において鉄道や幹線バスに乗継可能なルートを設定（１便あたり３０分を目安） ・路線バスと競合しないこと（必須）
運行車両	・輸送需要に応じた車体、バリアフリーに配慮、平成１７年排出ガス規制適合
ダイヤ等	・１地域１台での運行を原則とし、運行地域の輸送需要に応じて便数や運行時間帯、運行日数等を設定（予約型の運行・路線を組み合わせることも可能）
運賃	・均一制、２００円以下で設定（定期券や回数券の設定も可能）

３）運行継続基準

・運行開始後約２年間は試行運行期間と位置づける

・運行地域の区分に応じて下記の数値の全てを満たした場合に限り、本格運行への移行を認める（数値を満たさない場合は、原則、運行を中止する）

地域区分		運行１回あたりの平均乗車人員	収支率	欠損額
周辺市街地		５人以上	２５％以上	８００万円以下
農山漁村地域		３人以上	２０％以上	
	うち中山間地域を運行する路線	２人以上	１５％以上	

参考資料２

地域コミュニティバス運行支援事業に係る各地域の取組状況

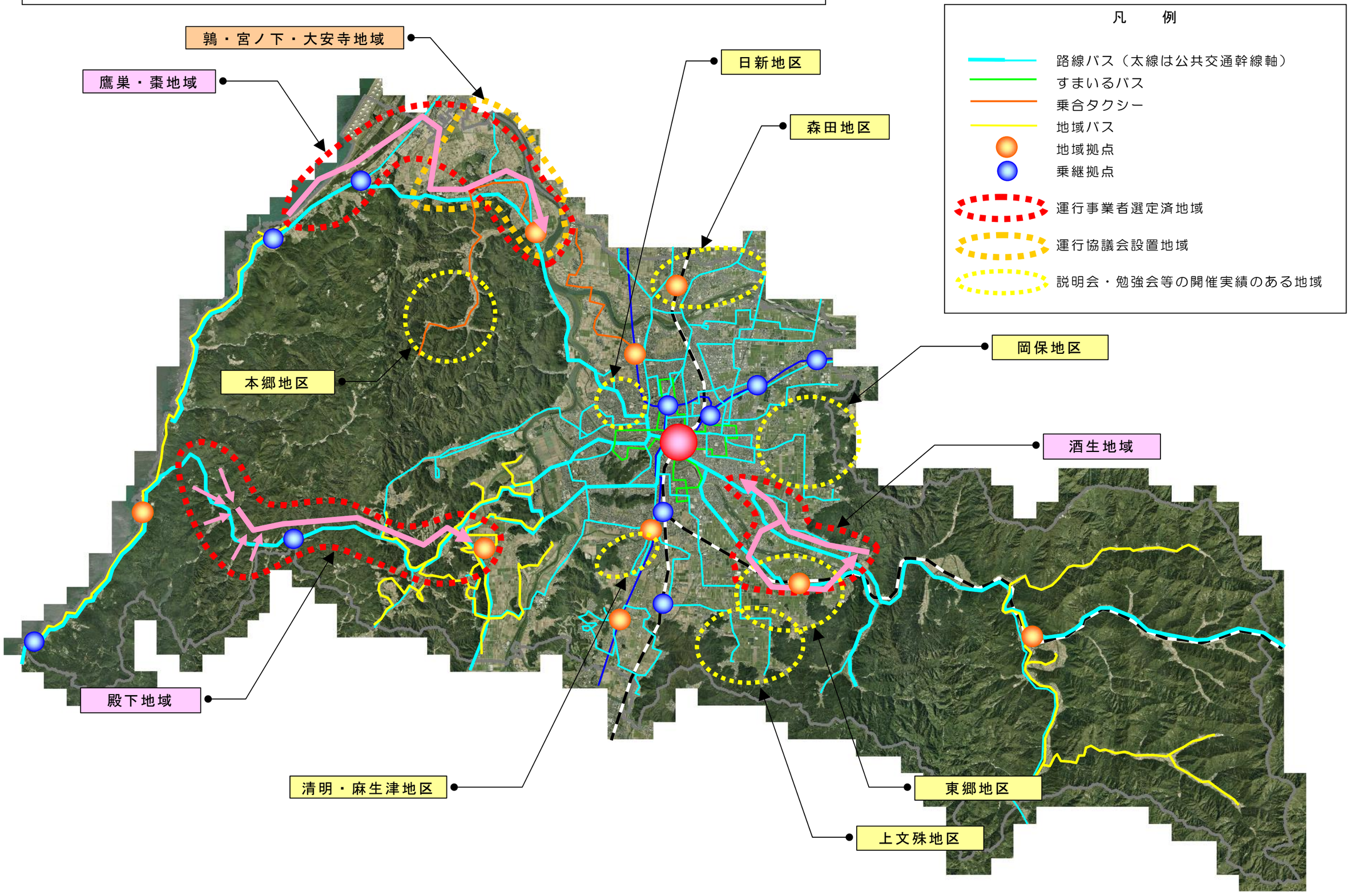

運行事業者の公募・選定について

参考資料３

■運行事業者の公募・選定に関する基本的な取扱い

１．募集方法

①市ホームページに募集要項、仕様書、応募様式等を掲載

②（社）福井県バス協会、（社）福井県タクシー協会を通じて会員各社に情報提供

２．募集期間

○概ね３週間

○募集開始前に事業者説明会を開催（募集を予定する事業者は必ず出席）

３．応募資格

○下記のいずれかの要件に該当し、市内に本社、支社又は営業所を有する者

・一般乗合旅客自動車運送事業者（いわゆる路線バス事業者）

・一般貸切旅客自動車運送事業者（いわゆる観光バス事業者）

・一般乗用旅客自動車運送事業者（いわゆるタクシー事業者）

※一般貸切、一般乗用事業者にあっては、道路運送法第４条第１項の許可を得て一般乗合旅客自動車運送事業を開始できる者であること

４．提出書類

○下記の書類（正本１部、副本６部）を福井市交通政策室に提出

・応募申込書

・事業者概要書

・事業用施設等の概要

・事業用自動車一覧

・運行実績概要書

・運行計画書

・運行管理体制及び整備管理体制

・緊急時等の処理体制及び対応能力

・収支見積書

５．選定委員

○運行協議会の役員等、運行地域の代表者３名

○福井市地域生活交通活性化会議　川本座長

○福井市都市戦略部　交通政策参事官　　計５名

６．選定方法

○募集締切後、市において書類審査

○運行事業者選定会議において、提出書類及び事業者からのプレゼンテーション内容に基づき審査・選定

【選定会議の進行】

①運行計画等に関するプレゼンテーション（１５分）

②質疑応答（１０分）

③事業者交代、この間に各選定委員は仮採点（５分）

※応募事業者の数だけ①～③の繰り返し

④選定委員同士意見交換、その後、各選定委員において得点の調整・確定

⑤結果発表　**※応募事業者には、後日、文書により通知**

≪参考１：公募・選定の経過≫

１０月２９日　（社）福井県バス協会及び（社）福井県タクシー協会への情報提供

１１月　１日　資料配布開始（１１月８日まで）

≪配布資料≫

・運行事業者選定実施要項

・仕様書（運行構想）

・応募様式

・福井市地域コミュニティバス運行支援事業実施要綱

・福井市地域コミュニティバス運行支援事業補助金交付要綱

１１月　９日　応募予定事業者説明会…市内外から９社が参加

１１月２５日　応募書類提出〆切

≪提出者数≫

・鷹巣・棗地域：４社

・酒生地域　　：２社

・殿下地域　　：３社

１１月２６日　選定会議・各委員へ資料を配布

１２月　２日　選定会議（第１日）

・午前：酒生地域

・午後：鷹巣・棗地域

１２月　３日　選定会議（第２日）

・午前：殿下地区

≪参考２：評価項目・評価基準等≫

評価項目、評価の視点	配点	採点方法等	審査対象図書
事業者の妥当性			
・４条乗合運送、コミュニティバス等の受託実績 ・事業用施設の位置、規模等、運転者の指導・教育体制 ・バリアフリー車、低公害車の導入状況 ・グリーン経営認証、ISO14001 の取得状況 ・過去３年間の処分、重大事故発生の状況	15 点	8 点を基準(標準)に、１点刻みで点数を上下させて評価	・事業者概要書 ・事業用施設等の概要 ・運行実績概要書
運行計画の妥当性			
◎安全・安心 ①運行管理体制・整備管理体制（５点満点） ②事故発生時、緊急時、異常気象時等の処理体制及び対応能力、事故相手方への損害賠償能力（５点満点）	10 点	①、②ともに 3 点を基準（標準）に、1 点刻みで点数を上下させて評価	・運行計画書 ・運行管理体制及び整備管理体制 ・緊急時等の処理体制及び対応能力
◎効率的で利便性の高い運行 ①協議会作成の運行構想の充足状況（５点満点） ②協議会の運行構想に対する改善提案の内容（１０点満点） ・効率的運行に関する視点 ・利便性向上に関する視点 ・他の公共交通機関との連携に関する視点 ・その他、利用促進に関する視点 ・重要事項の指摘等	15 点	①については､3 点を基準（標準）に、1 点刻みで点数を上下させて評価 ②については､5 点を基準（標準）に、1 点刻みで点数を上下させて評価	
収支見込の妥当性			
◎運行経費 ・算出根拠が明確かつ合理的であり、経費節減の工夫が見られること **◎運賃収入** ・適切な利用者予測及び協議会の意向に沿った運賃設定に基づくものであること **◎上記の数値等により算出した①欠損額、②収支率、③運行１回あたりの平均乗車人員が運行継続基準を満たしていること**	20 点	10 点を基準（標準）に、１点刻みで点数を上下させて評価する	・収支見積書